



市老連だより 13

令和3年7月15日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 仲谷善弘

介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省老健局介護保険計画課長は5日、8月1日からの介護保険制度見直しに向けての留意事項と事務処理の取り扱いについて、都道府県と市区町村の介護保険主管部(局)長に通知を发出了しました。

8月からの主な改正事項は、高額介護(予防)サービス費の負担限度額の見直しと、補足給付における食費と預貯金などの基準の見直しです。高額介護(予防)サービス費の自己負担では、現行の世帯上限額の月額4万4,400円に加え、新たに課税所得380万円(年収約770万円)以上690万円(約1,160万円)未満の月額9万3,000円、課税所得690万円(同)以上の月額14万100円が設けられます。

通知では、見直し事項に関する留意事項およびこれまでの利用者負担などに係る事務処理の取り扱いを別添1から別添6にまとめました。また、別添様式として、介護保険負担限度額認定申請書なども示しています。

詳細資料については、下記 URL をご確認ください。

URL : http://www.a-kaigo.gr.jp/admin_wp/wp-content/uploads/2021/07/ksvol.997.pdf

【発信元】 一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10大阪市立社会福祉センター 311
TEL06-6765-3611 FAX06-6765-3612
e-mail:info@sirouren.jp URL:http://sirouren.jp